

森 第 1 2 6 3 号  
平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日

各 市 町 村 長 様

千葉県農林水産部長

「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」の  
一部改正について

日頃から、特用林産物の検査の実施や生産者等への指導について、特段の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」による生産者指導については、平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日付け森第 1 0 5 7 号で通知及び指導への協力をお願いしたところ です。

この度、植菌前の原木や購入ほだ木が粉塵等で汚染されることを防ぐため及び生産者の栽培管理実施に係る損害賠償の利便性を図るため、国のガイドラインに合わせて別紙新旧対照表のとおり一部改正することとしました。

出荷制限の解除にあたっては「放射性物質の影響を低減させるための生産工程管理の実施」が条件とされていることから、出荷制限が指示された市町村で、指示された品目を生産し、出荷・販売を希望する生産者及び出荷自粛が要請された生産者については、本チェックシートによる栽培管理を必ず取り組むよう指導することとしますので御協力をお願いいたします。

また、これ以外の生産者については、安全な原木きのこを供給するための手法として積極的に取り組むよう指導することとしますので、併せて御協力をお願いいたします。

なお、今回改正したチェックシートについては、平成 2 7 年植菌分として平成 2 6 年秋以降に導入する原木及び購入ほだ木から対象となります。既に改正前のチェックシートで栽培管理を行っているロットについては、改正前のチェックシートを引き続き使ってください。

更に、出荷制限及び自粛要請解除のための発生前ほだ木の検査及びきのこの検査については、貴市町村と連携の上、県で実施することとしますのでご承知置きください。

主な変更点は以下のとおりです。

- ・「原木の管理」「購入ほだ木の管理」の取組事項に「シートで覆う」を追加

なお、本通知は、現在原木きのこの生産者が把握されていない市町村にも参考までに通知しておりますので、御了承ください。

千葉県農林水産部森林課  
林業振興室  
TEL : 043-223-2966  
FAX : 043-225-7448